

各位

京都市
社会福祉法人京都社会福祉協会
京都市久我の杜児童館

令和4年4月からの利用料金の変更について

日頃は、学童クラブ事業を御利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、京都市において「京都市児童館及び学童保育所条例」の改正を行いました。

改正に伴い、京都市久我の杜児童館の学童クラブ事業の利用料金も令和4年4月1日から見直すことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、利用料金の変更に伴い、令和4年度の利用申込に関しては、提出書類を変更します。

申請される方は、下記を御確認いただき、令和4年1月4日（火）から行う利用募集の際に必要な書類の御提出をお願いいたします（世帯で複数のお子様がお利用になる場合は、きょうだい児の減免があり、申請が必要となりますので、御注意ください）。

記

1 条例改正の趣旨

現在の料金体系は、利用時間の長い土曜日や長期休業期間の利用の有無に関わらず同一の料金となる等、利用実態を十分に考慮できていない部分がありました。

改正により、これまでの利用料金体系よりも分かりやすい利用料金とするとともに、配慮が必要な世帯を明確にしたうえで、しっかりと所得等に応じた減免を行うなど学童クラブ事業を含めた福祉サービスの質を後退させることのないよう、将来にわたって事業水準の維持を図ることを目的としています（改正に係る京都市の考え方は別紙のとおり）。

2 昨年度からの変更点

久我の杜児童館においては、京都市の条例改正に合わせる形で下記のとおり変更いたします。

(1) 基本額の導入

主に所得に応じた料金体系を改め、月額の基本額を導入します。

これにより、減免を希望される世帯以外は、これまで料金算定に必要としていた源泉徴収票等の税資料の提出が不要となります。

【令和4年度の申請時の提出書類】

減免申請なし	減免申請あり
<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ事業利用申請書 就労証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の書類 + 減免申請書 各種減免に応じた挙証資料 <p>※きょうだい児の減免は挙証資料不要</p>

(2) 利用時間に応じた区分の設定

利用実態を十分に反映し、利用いただく量に基づいた料金区分へ見直します。

利用申請時に区分選択をしていただきます。年度途中の区分変更は可能です。

【利用日】

現行（1区分）	令和4年4月～（3区分）
<ul style="list-style-type: none"> 曜日、長期休業期間の利用に関わらず同一料金 	<ul style="list-style-type: none"> 平日のみ 平日+土曜日 長期休業期間（8月のみ）は別料金 <p>申請時にどちらかを選択</p>

【利用時間】

現行（2区分）	令和4年4月～（2区分）
<ul style="list-style-type: none"> 18時 18時30分 	<ul style="list-style-type: none"> 17時 (多くの子どもが下館する集団下館まで) 18時30分 <p>※ 申請時にどちらかを選択</p>

(3) 配慮が必要な世帯への軽減（詳細は、別紙2に記載）

久我の杜児童館においては、京都市が実施する減免と同様の減免を実施いたします。希望される方は、施設にお問合せのうえ、申請してください。

ア 配慮が必要な世帯への減免

- ・ 現行のA, B, C階層（生活保護世帯、市府民税非課税世帯等）については、新たな利用料金では、「減免①②③」となります。
- ・ 就学援助世帯及び京都市ひとり親等家庭医療受給世帯は、新たな利用料金では、「減免④」となります。

イ 多子世帯に対する減免

学童クラブ事業を同時に利用するきょうだい児について、2人目が「半額」、3人目以降が「無料」となります。

ウ 家計急変に対する減免

失業や傷病、災害等の理由により、家計が急変した世帯については、急変後の収入に応じた減免を行います。

エ その他の世帯に対する減免（令和5年度まで2年間の経過措置）

- ・ 令和3年度に「C階層からB階層への減免引上げ」の対象となっていたひとり親家庭又は障害のある方がいる世帯については、「減免②」となります。
- ・ 令和3年度に「D1, D2階層（所得税課税額2万円未満）」に該当する世帯で、基本額の適用となる世帯（減免の対象とならない）に対しては、料金増加の影響を鑑み、条件を満たす場合、「減免④」となります。

3 利用料金表（令和4年4月1日～）

利用料金は下記のとおりとなります。

※ 利用申請いただいた利用区分で利用料金を徴収することになります。

登録いただくと利用が1日もない場合（利用しないことをあらかじめ児童館等に申し出ている場合）も利用料金を徴収することになりますので、利用をされないもしくは、利用区分（利用時間）を変更する場合は、速やかに施設まで御連絡ください。

利用区分		平日のみ		平日+土曜		長期休業中 (一律)	
		午後5時まで	午後6時30分まで	午後5時まで	午後6時30分まで		
基本額（月額）		1人目	9,000円	11,000円	11,000円	12,000円	13,000円
		2人目	4,500円	5,500円	5,500円	6,000円	6,500円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
減免 (減免後の額)	① 生活保護世帯等	全員	0円	0円	0円	0円	0円
	② 市府民税非課税世帯 均等割のみ課税世帯	1人目	1,600円	1,700円	1,600円	1,700円	1,700円
		2人目	800円	900円	800円	900円	900円
	③ 市府民税のみ課税世帯	1人目	3,000円	3,200円	3,000円	3,200円	3,200円
		2人目	1,500円	1,600円	1,500円	1,600円	1,600円
	④ 就学援助世帯 ひとり親家庭等医療受給世帯	1人目	5,000円	6,000円	6,000円	6,500円	7,000円
		2人目	2,500円	3,000円	3,000円	3,300円	3,500円

※ 同時利用のきょうだい児について、2人目を半額、3人目以降を無料とします。

4 利用申込みについて

今年度の利用申込期間は、令和4年1月4日（火）から令和4年2月12日（土）までを予定しています。申込みに関するお知らせは、別途、京都市から広報を行うとともに、京都市久我の杜児童館からお知らせを行います。

京都市久我の杜児童館（担当：館長 梅田，主任 森岡）

Tel : (075) 933-3157

mail : koganomori@kyo-yancha.ne.jp

学童クラブ事業における条例改正について

1 学童クラブ事業費の現状

本市の学童クラブ事業は、児童館・学童保育所において国基準の配置を堅持することで、運営団体の皆様と共に昼間留守家庭の健全育成に努めてきました。

また、学童クラブ事業運営団体の協力を得て、10年連続待機児童ゼロを達成しています。

その結果、平成27年度との比較では、登録児童数が約1.3倍となり、総事業費（主には職員の人件費）が約1.4倍になっています。

本市では、利用者が増える中であっても、委託料の算定における利用料金相当額を据え置きながら、事業の運用を行ってまいりましたが、その結果、総事業費に占める、公費（市民の皆様からの税）の負担割合が増加し、利用者の負担割合が低下している状況にあります。

2 持続可能な運営を行うための改正

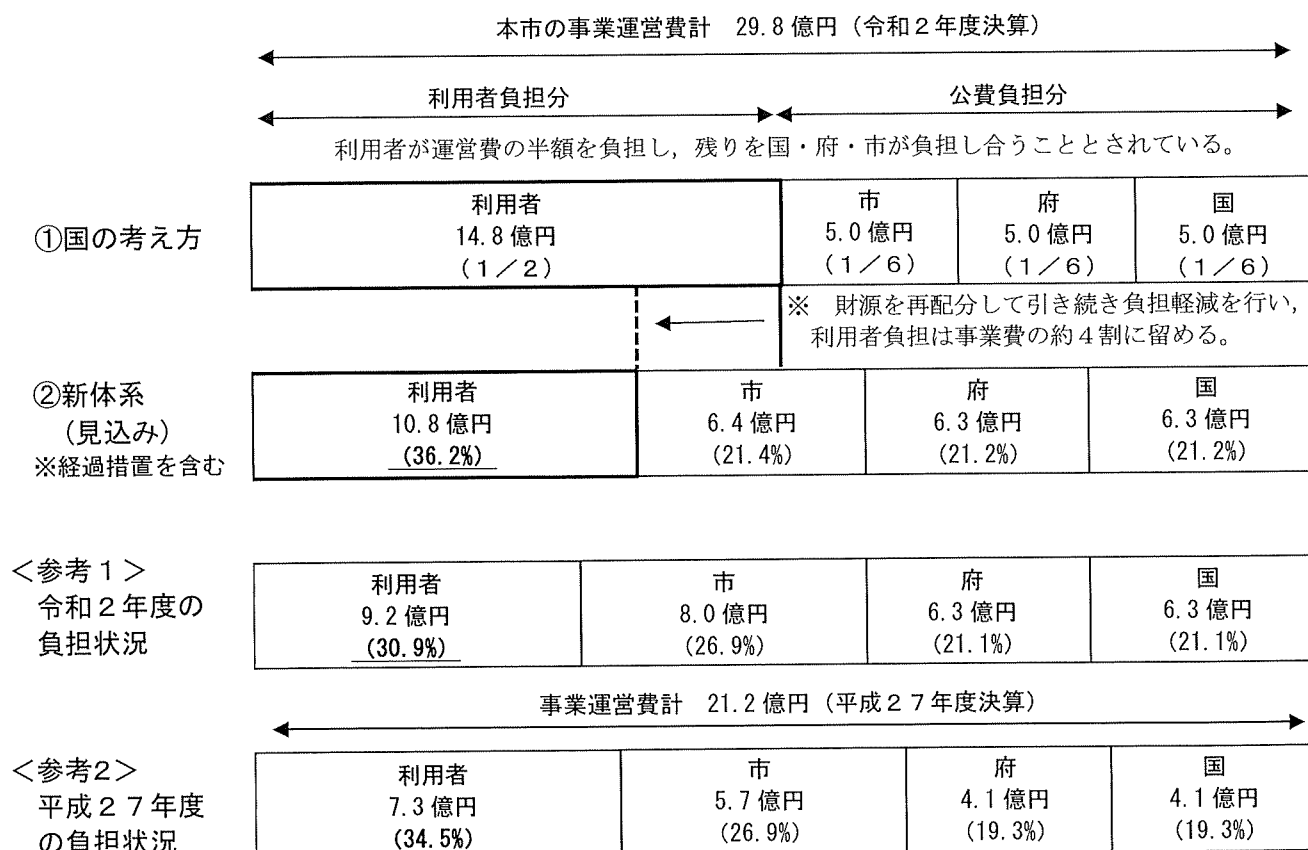
学童クラブ事業は、子ども達にとって欠かすことのできない重要な事業であり、これまで本市及び運営団体の皆様と培ってきたものを将来の児童とその保護者にも安心して利用いただけるよう、事業を安定的に運営していくことが重要であると考えています。

今回の利用料金の改定は、単純な「値上げ」を目的に行うものではなく、増加する総事業費（職員の人件費等）など、現在の学童クラブ事業の実施状況を踏まえ、公費負担のバランス、利用料金の課題を解消することにより、将来にわたり、持続可能な仕組みとするために行うものです。

新しい利用料金は、上記の課題を解消するため、抜本的に体系を見直すものであり、配慮を必要とする方には、しっかりと所得等に応じた減免を行い（応能負担）、利用する時間等に応じて負担をいただく（応益負担）、応能と応益のそれぞれの負担方法のバランスを考えたものです。

なお、改定により利用料金の算定方法が変わるため、現在利用されている方について、改定の影響が特に大きい世帯には2年間の経過措置を設けています。

（参考）事業費の負担割合に関する国の考え方と新たな料金体系の利用者負担割合



※子ども・子育て新制度移行

※ 事業運営経費：21.2 億円（平成27年度）⇒29.8 億円（令和2年度） 約1.4倍

※ 登録児童数：10,883 人（平成27年度）⇒13,789 人（令和2年度） 約1.3倍

利用料金、減免区分一覧

【利用料金】

利用区分		平日のみ		平日+土曜		長期休業中 (8月のみ) (一律)	
		午後5時まで	午後6時30分まで	午後5時まで	午後6時30分まで		
基本額	1人目	9,000円	11,000円	11,000円	12,000円	13,000円	
	2人目	4,500円	5,500円	5,500円	6,000円	6,500円	
	3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円	
減免区分 (減免後の額)	①	全員	0円	0円	0円	0円	
	②	1人目	1,600円	1,700円	1,600円	1,700円	1,700円
		2人目	800円	900円	800円	900円	900円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
	③	1人目	3,000円	3,200円	3,000円	3,200円	3,200円
		2人目	1,500円	1,600円	1,500円	1,600円	1,600円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
	④	1人目	5,000円	6,000円	6,000円	6,500円	7,000円
		2人目	2,500円	3,000円	3,000円	3,300円	3,500円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円

【減免区分】

	条件	挙証資料 (資料は全て写しで可)	更新月
減免区分 ①	・ 生活保護法による保護を受けている世帯	・ 生活保護受給証明書	変更があった月
	・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	・ 中国残留邦人支援給付受給証明書	変更があった月
	・ 市府民税非課税世帯(減免区分②)に該当し、ひとり親家庭又は世帯に障害のある方がいる世帯	・ 市府民税課税証明書 ・ ひとり親世帯又は世帯内に障害のある方がいることがわかる書類(※)	6月
減免区分 ②	・ 市府民税を課されている者の属していない世帯	・ 市府民税課税証明書	6月
	・ 市府民税均等割のみ課税世帯	・ 市府民税課税証明書	6月
減免区分 ③	・ 市府民税のみを課されている者の属している世帯	・ 市府民税課税証明書 ・ 源泉徴収票又は確定申告書の写し	6月
減免区分 ④	・ 就学援助を受けている世帯	・ 就学援助受給証明	8月
	・ ひとり親家庭等医療費支給制度受給世帯	・ ひとり親家庭等医療費受給者証	8月

※確認が必要な挙証資料

【ひとり親世帯】

- ・ 児童扶養手当受給通知又はひとり親家庭等医療費受給者証
- ・ なお、離婚調停中等のやむを得ない理由により挙証資料を提出できない場合は、その状況を施設へお申し出ください。

【障害のある方がいる世帯】

- ・ 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、障害年金手帳、特別児童扶養手当受給通知